

未来の安心をお届けします

備えの
種をまこう。

園芸施設共済

令和4年版

もしも…の時に、充実の補償を。

台風・水害



突風・竜巻



雪害・
ひょう害



地震・落雷等



指定病害
による被害



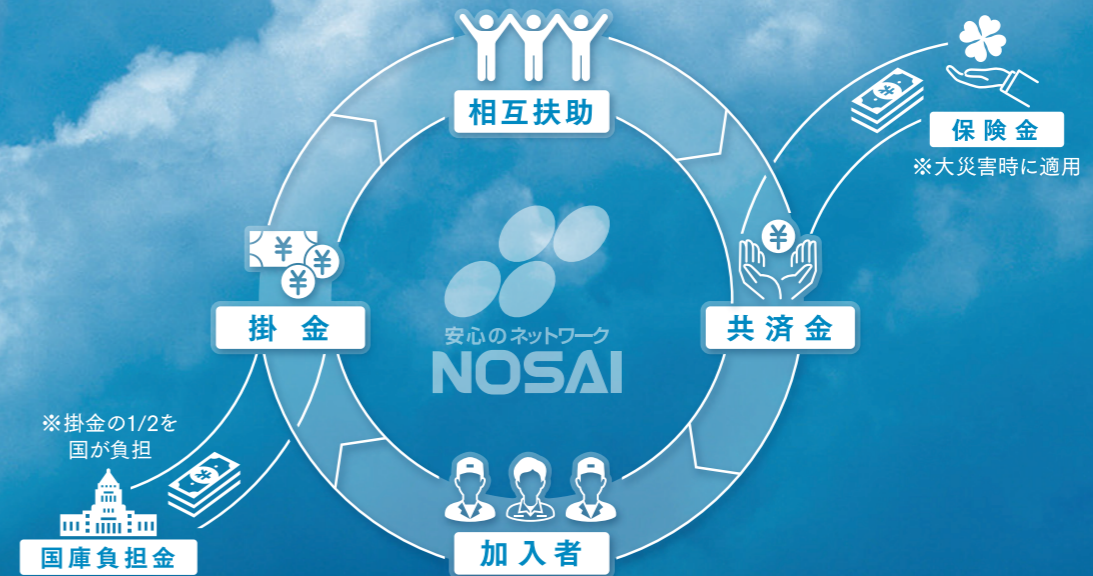
その他様々な事故・災害にも対応

新着情報はNOSAI高知の
ホームページをご確認ください。
<https://www.nosai-kochi.or.jp>

安心と共に歩む。

園芸施設共済

農業経営では、台風をはじめとした天災・事故による施設の破損など様々なトラブルが考えられます。万一、ハウスなどの設備に損害が生じた場合、来期の収穫にも影響してしまうかもしれません…。園芸施設共済は、農家の皆様に安心をお届けする共済制度です。



収入保険

手厚い補償で安心の農業経営を

施設を補償
園芸施設共済
収入を補償
収入保険
新型コロナウイルスの影響による減収も補償できます。

- 自然災害等で農業用ハウスや附帯施設が損壊した場合に補償します。
- 農業用ハウスを所有又は管理する農業者が対象です。
- ★施設内農作物は収入保険での加入となります。
- 自然災害や価格低下などで、農産物の販売収入が減少した場合に補償します。
- 『青色申告』をしている農業者が対象です。
- ★野菜価格安定制度等の類似制度との重複加入はできません。(野菜価格安定制度については、収入保険に初めて加入する時に限り同時に加入できます。)

施設の補償だけでは農業経営は不安…そんなあなたにはセット加入がオススメ!

こんな時 収入を補償

- 自然災害や鳥獣害などで収量が下がった
- 市場価値が下がった
- 災害で作付け不能になった
- 倉庫が浸水して売物にならない
- 取引先が倒産した
- けがや病気で収穫できない
- 盗難や運搬中の事故があった
- 輸出したが為替変動で大損した

被害の種類に関わらず収入の減少分を補償します。

掛金分割払いOK 分割手数料なし

ハウナス農家 Aさんの場合
過去の農産物の販売収入(青色申告)・営農計画より
基準収入設定 1,600万円
竜巻被害でハウスが半損、収入が半分の800万円に…
しかし! 最大補償で収入保険に入っていたので 576万円の支払に!

ハウスより農家 Bさんの場合
過去の農産物の販売収入(青色申告)・営農計画より
基準収入設定 2,500万円
コロナによる需要減・出荷調整で収入が3割減少し1,750万円に…
しかし! 最大補償で収入保険に入っていたので 450万円の支払に!

青色申告をされている方は収入保険へ加入のご検討を!
加入時に1年以上青色申告実績がある方なら誰でも加入可能!

どちらも対象 作付前 収穫後

加入の対象と方法

加入できるもの

基本部分

ハウス本体(被覆物を含む)

ガラス室・プラスチックハウス等

付帯施設

付帯施設一覧をご覧ください(裏表紙参照)

施設内農作物(約45作物)

ナス、ピーマン、キュウリ、トマト、メロン、ミョウガ、ユリ等

+

特約

撤去費用(ハウス本体)

被覆物を除く本体の解体・廃材の搬出及び処分に要する費用を補償します

復旧費用(ハウス本体・付帯)

被覆物を除く本体及び付帯施設の復旧に要する費用を補償します

付保割合追加

補償割合(付保割合)を最大2割上乘せて補償します(施設内農作物を除く)

加入の方法

- 1 ハウス本体
- 2 ハウス本体 + 付帯施設
- 3 ハウス本体 + 施設内農作物
- 4 ハウス本体 + 付帯施設 + 施設内農作物

特約の 選択方法

- ハウス本体(被覆物除く)には「撤去費用」を選択可能です
- ハウス本体(被覆物除く)・付帯施設には「復旧費用」を選択可能
- ※上記加入・特約(施設内農作物を除く)に「付保割合追加」が可能

加入上の注意POINT①

園芸施設共済は、所有または管理する全ての施設の一括加入が条件です!

※加入に際しては、所有または管理する全ての施設を一括して申し込んでいただきます。また、付帯施設、施設内農作物に加入する場合も同様です(ただし、他の保険等に加入している棟や耐用年数を大きく超えている棟について希望される場合、加入の対象から除外することができます)。※施設内農作物を申し込む場合は、病虫害の事故を対象としない「病虫害事故除外方式」も選択できます(病害が対象となる「一般方式」に比べ、掛金が安くなります)。

補償期間

掛金をいただいた後の**責任開始日から1年間** 責任開始日:毎月/5日・15日・25日

ただし、施設の設置期間が1年未満又は始期・終期を統一する場合は短期の加入が可能です。

加入上の 注意POINT②

※共済責任期間中の被覆期間が周年でない場合は、加入申し込み時に被覆期間の計画を申告していただきます(被覆期間と未被覆期間では掛金率が異なります)。※被覆期間に変更がある場合は、事前に異動通知をしていただきます(その後、掛金の調整をさせていただきます)。

💡 補償内容の変更が可能!

共済責任期間の途中でも、増改築等により資産価値に変動があり、変動後の価額に基づく補償を受けたい旨の申し出があった場合には、補償額の変更が可能です。(掛金を調整します)

見直し例

※施設の面積を増やした・減らした
※付帯施設を追加した
※被覆材を新しく張り替えたなど

ご負担いただく掛金

掛金の半分は**国が負担**しています(補償額1億6千万円まで)。

「10a当たりの補償額と農家負担掛金の目安」を参考にしてください(P09参照)。
ただし、特約部分のうち、撤去費用を除く掛金は全額農家負担となります。

共済掛金 = 補償額 × 掛金率(被覆・未被覆別) × 加入期間(加入月数 / 被覆・未被覆別)

※掛金率は、個人ごと・施設区分ごとに、ハウス本体(付帯施設)、施設内農作物、撤去費用、復旧費用の別に定められています。
※共済金の支払状況により個人の掛金率が毎年見直されます。被害がなければ掛金が減額されます。

代表的な補償と掛金の組み合わせ例

加入ハウスの例

10a、3連棟のAPハウス(15年経過)、被覆材はPOとビニールの2重で新品
付帯施設は再取得価額100万円(現在の価値50万円)、内作物はナス(果菜類)
※支払共済金は1万円未満を四捨五入しています。

【台風によりハウスが全壊し、撤去後、同型のハウスを復旧した】

加入内容: **ハウス本体** + **撤去費用** + **復旧費用** 掛金 / 19,891円
→ 本体のみの加入なら…掛金13,187円、共済金354万円 **共済金 / 706万円**

再建費用に
充てることが
できた!

【落雷により付帯施設が全壊し、修繕費用に100万円かかった】

加入内容: **ハウス本体** + **付帯施設** + **撤去費用** 掛金 / 31,607円
+ **復旧費用** + **付保割合追加(20%)** **共済金 / 100万円**
→ 特約(撤去・復旧・付保割合追加)に入っていなかったら…掛金14,677円、共済金40万円

特約で
購入時の価値
まで補償!

補償額(共済金額)

共済金額 = (ハウス本体・付帯施設価額 + 施設内農作物価額 + 撤去費用の価額 + 復旧費用の価額) × 補償割合(最高8割※)

※補償割合(付保割合)追加特約を選択して加入した場合、選択した割合(1割又は2割)を追加して補償します(施設内農作物を除く)。

価額とは

- ハウス本体の価額は、構造及び設置経過年数、被覆材の種類及び経過年数等により算出します。(時価額)
- 付帯施設の価額は、再取得価額及び設置経過年数により算出します。(時価額)
- 施設内農作物の価額は、葉菜類、果菜類、花卉類ごとの平均的な生産費を基礎に算出します。
- 撤去費用の価額は、ハウス本体の設置面積に単価を乗じて算出します。
(ガラス室1200円/m²、プラスチックハウス880円/m²、木竹・パイプハウス290円/m²)
- 復旧費用の価額は、ハウス本体及び付帯施設の再取得価額に復旧割合【100% - 時価現存率】を乗じて算出します。

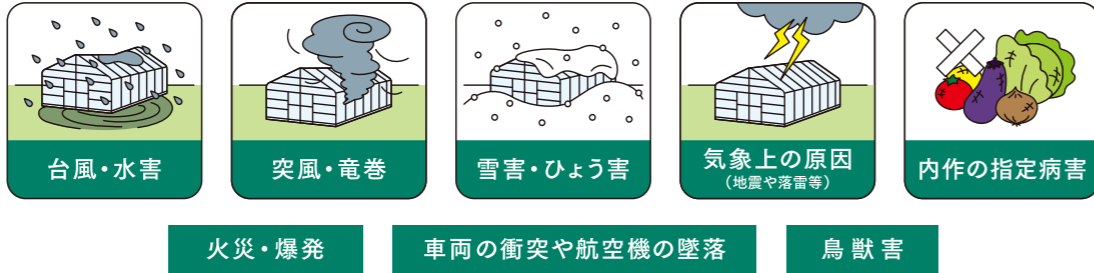
共済価額割合の推移(APハウスの場合)

経過年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
時価割合	100	96	92	88	84	80	76	72	68	65	62	59	56	53	50	50
復旧割合	0	4	8	12	16	20	24	28	32	35	38	41	44	47	50	50
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

単位/%

！ 支払対象となる災害（共済事故）

台風や雪害等の様々な自然災害（地震・落雷等も含む）に加え、火災や鳥獣害の他、航空機の墜落や物体の落下等も補償の対象となっています。



計算 損害額の計算

お支払いする共済金は**損害額**をもとに計算されます。

本体の損害額 = 本体の価額 × 本体損害割合

被覆材の損害額 = 被覆材の価額 × 被覆損害割合 × 自然消耗割合

付帯施設の損害額 = 付帯施設の修繕費 × 時価現有率

撤去費用の損害額 = 撤去費用の価額 × 本体のみの損害割合

※ただし、実際に要した費用が限度となります。また、本体の撤去に要した金額が100万円を超えるとき又は本体のみの損害割合が50%以上(ガラス室は35%)になったときにお支払いします。

復旧費用の損害額 = 復旧費用の価額 × 本体又は付帯施設の損害割合

※ただし、実際に要した費用で時価額を上回る部分が限度となります。

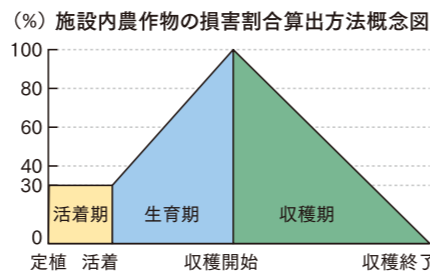
施設内農作物の損害額 = 施設内農作物の価額 × 損害割合

※損害割合は、活着期・生育期・収穫期で算出が異なります。

施設内農作物の算出例（収穫期の場合）

$$\text{損害割合} = (100\% - 100\% \times \frac{\text{既収穫日数}}{\text{標準収穫日数}}) \times \frac{\text{被害本数}}{\text{総本数}} \times \text{作付割合}$$

※作物の病害による被害は、上記の計算に病害分割がかかります。
(P08: 引受対象作物と対象病害参照)



補償に応じたメニュー

※15年経過のAPハウス3連(10a)の場合 ▶ 本体705万円 被覆 90万円

ビニールが破れただけでも補償してほしいあなた //

基本コース

損害が**3万円**を超えた場合に補償
年間掛金 **13,200円**

全損した場合の共済金 **354万円**

※共済価額の5%が3万円を下回る場合は、損害が共済価額の5%を超えた場合に補償します。

大きな被害だけ補償されれば 良いから掛金を抑えたいあなた //

割引コース

損害が**20万円**を超えた場合に補償
年間掛金 **8,000円**(40%割引)

損害が**100万円**を超えた場合に補償
年間掛金 **2,900円**(78%割引)

全損した場合の共済金 **354万円**

※他に、10万円・50万円のコースもあります。

復旧費用や撤去費用も手厚く補償してほしいあなた //

基本コース+特約 **オススメ**

復旧・撤去・付保割合20%プラス
年間掛金 **28,200円**

全損した場合の共済金 **883万円**

共済金の支払

一棟ごとの**損害額の合計**が、右記5パターンの小損害不填補額のうち加入時に**選択していただいた額を超える場合**にお支払いします。

- 3万円又は共済価額の5%(通常) → 希望される場合は**1万円**を選択できます
 - 10万円
 - 20万円
 - 50万円
 - 100万円
- ※②～⑤は掛金が割引されます。(下記補償に応じたメニュー参照)

共済金計算例 再建築価額1,000万円の施設で台風等の自然災害により本体、付帯及び施設内農作物に被害が発生した場合

設置年数	時価現有率	本体			付帯損害額(円)	施設内農作物損害額(円)	損害額合計(円)
		補償額	損害割合	損害額(円)			
1年目	100%	1,000万円	1%	100,000	30,000	40,000	170,000
7年目	76%	760万円		76,000			146,000
15年目	50%	500万円		50,000			120,000

※上記小損害不填補額のうち①及び②を選択している棟は共済金の支払対象となりますが③・④及び⑤を選択している棟は支払対象となりません。

支払共済金 = 損害額 × 補償割合(加入時に選択した割合) + 損害額 × 付保割合追加特約の選択割合

補償割合80%、付保割合追加特約20%を選択した場合 = 補償割合100%

設置年数	本体共済金		付帯共済金		施設内農作物共済金(円)	支払共済金	
	損害額 × 80%	損害額 × 20%	損害額 × 80%	損害額 × 20%		特約20%有	特約20%無
1年目	80,000	20,000	24,000	6,000	32,000	162,000	136,000
7年目	60,800	15,200				138,000	116,800
15年目	40,000	10,000				112,000	96,000

※復旧費用に加入している場合は、本体(被覆材を除く)及び付帯施設を復旧したのち、NOSAIによる現地確認及び復旧に要した額の審査後、復旧費用共済金が追加で支払われます。

ご協力をお願い

損害評価の時には、損害箇所の確認をお願いします。

●損害箇所の照合を職員が損害評価野帳により行いますので、確認のご協力をお願いします。 ●ご本人が不在時の損害評価につきましては、損害評価終了の連絡をいたします。その時または後日に損害箇所の照合をいたしますので確認のご協力をお願いします。 ●損害評価では、被害棟を1棟ごとに確認しています。そのため、台風等の大災害時には、損害評価のための訪問が遅れる場合があります。

組合の損害評価までに緊急に修理する必要がある場合には、その旨を支所にご連絡ください。

●可能であれば被害箇所の写真撮影と提供をお願いします。緊急修理を行った場合、被害を受けたパイプやビニールなどは捨てずに保管してください。組合の損害評価時に保管したパイプやビニールを写真撮影させていただきます。 ●施設本体や農作物の撤去は、必ず組合の損害評価後に行ってください。

共済掛金等 10a当たりの補償額と農家負担掛金の目安

園芸施設共済のご加入にあたって 〈重要事項説明書〉

〔令和3年4月1日から適用〕（小損害不填補基準3万円又は共済価額の5%・未被覆期間がない場合）

内 型	施設の型式名称	補償金額							農家負担掛金					
		本 体	ビニール	撤去費用	復旧費用	小 計	内 作	合 計	施設限定 (撤・復込み)	一般方式 (撤・復込み)	事故除外 (撤・復込み)	内撤去 費用分	内復旧 費用分	
作 式		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	円	円	円	円
葉	30-1	木造マンモス	2,448	582	232	-	3,262	351	3,613	13,815	17,295	14,986	88	-
		6年目以降	1,224	582	232	1,224	3,262	351	3,613	11,392	14,872	12,563	88	3,121
葉	30-2	木造合掌型	2,016	652	232	-	2,900	309	3,209	12,172	15,235	13,202	88	-
		6年目以降	1,008	652	232	1,008	2,900	309	3,209	10,176	13,239	11,206	88	2,570
菜	40-1	パイプハウス	2,920	336	232	-	3,488	312	3,800	53,730	59,189	57,082	255	-
		11年目以降	1,460	336	232	1,460	3,488	312	3,800	45,677	51,136	49,029	255	15,928
菜	50-1	APハウス	5,640	720	704	-	7,064	381	7,445	24,022	27,655	25,272	331	-
		15年目以降	2,820	720	704	2,820	7,064	381	7,445	19,891	23,524	21,141	331	6,373
類	61-9	鉄骨ハウス(甲)	8,024	990	704	-	9,718	351	10,069	18,555	20,984	19,181	303	-
		15年目以降	4,012	990	704	4,012	9,718	351	10,069	16,248	18,677	16,874	303	5,817
類	62-10	鉄骨ハウス(乙)	11,104	2,569	704	-	14,377	355	14,732	16,636	20,367	17,235	229	-
		15年目以降	5,552	2,569	704	5,552	14,377	355	14,732	23,298	27,029	23,897	229	13,324
類	70-2	鉄骨MMAハウス	12,616	4,493	704	-	17,813	359	18,172	20,901	24,413	22,322	28	-
		15年目以降	6,308	4,493	704	6,308	17,813	359	18,172	22,667	26,179	24,088	28	9,462
果	30-1	木造マンモス	2,448	582	232	-	3,262	1,263	4,525	13,815	26,325	18,023	88	-
		6年目以降	1,224	582	232	1,224	3,262	1,263	4,525	11,392	23,902	15,600	88	3,121
果	30-2	木造合掌型	2,016	652	232	-	2,900	1,112	4,012	12,172	23,184	15,876	88	-
		6年目以降	1,008	652	232	1,008	2,900	1,112	4,012	10,176	21,188	13,880	88	2,570
菜	40-1	パイプハウス	2,920	336	232	-	3,488	1,116	4,604	53,730	73,233	65,707	255	-
		11年目以降	1,460	336	232	1,460	3,488	1,116	4,604	45,677	65,180	57,654	255	15,928
菜	50-1	APハウス	5,640	720	704	-	7,064	1,373	8,437	24,022	37,100	28,521	331	-
		15年目以降	2,820	720	704	2,820	7,064	1,373	8,437	19,891	32,969	24,390	331	6,373
類	61-9	鉄骨ハウス(甲)	8,024	990	704	-	9,718	1,270	10,988	18,555	27,337	20,817	303	-
		15年目以降	4,012	990	704	4,012	9,718	1,270	10,988	16,248	25,030	18,510	303	5,817
類	62-10	鉄骨ハウス(乙)	11,104	2,569	704	-	14,377	1,271	15,648	16,636	29,981	18,779	229	-
		15年目以降	5,552	2,569	704	5,552	14,377	1,271	15,648	23,298	36,643	25,441	229	13,324
類	70-2	鉄骨MMAハウス	12,616	4,493	704	-	17,813	1,283	19,096	20,901	33,444	25,976	28	-
		15年目以降	6,308	4,493	704	6,308	17,813	1,283	19,096	22,667	35,210	27,742	28	9,462
花	30-1	木造マンモス	2,448	582	232	-	3,262	1,578	4,840	13,815	29,445	19,072	88	-
		6年目以降	1,224	582	232	1,224	3,262	1,578	4,840	11,392	27,022	16,649	88	3,121
花	30-2	木造合掌型	2,016	652	232	-	2,900	1,389	4,289	12,172	25,931	16,800	88	-
		6年目以降	1,008	652	232	1,008	2,900	1,389	4,289	10,176	23,935	14,804	88	2,570
卉	40-1	パイプハウス	2,920	336	232	-	3,488	1,416	4,904	53,730	78,464	68,919	255	-
		11年目以降	1,460	336	232	1,460	3,488	1,416	4,904	45,677	70,411	60,866	255	15,928
卉	50-1	APハウス	5,640	720	704	-	7,064	1,710	8,774	24,022	40,309	29,625	331	-
		15年目以降	2,820	720	704	2,820	7,064	1,710	8,774	19,891	36,178	25,494	331	6,373
類	61-9	鉄骨ハウス(甲)	8,024	990	704	-	9,718	1,586	11,304	18,555	29,517	21,379	303	-
		15年目以降	4,012	990	704	4,012	9,718	1,586	11,304	16,248	27,210	19,072	303	5,817
類	62-10	鉄骨ハウス(乙)	11,104	2,569	704	-	14,377	1,572	15,949	16,636	33,138	19,285	229	-
		15年目以降	5,552	2,569	704	5,552	14,377	1,572	15,949	23,298	39,800	25,947	229	13,324
類	70-2	鉄骨MMAハウス	12,616	4,493	704	-	17,813	1,608	19,421	20,901	36,622	27,262	28	-
		15年目以降	6,308	4,493	704	6,308	17,813	1,608	19,421	22,667	38,388	29,028	28	9,462

※ 施設の種類、被覆材、設置後の経過年数等により補償金額及び農家負担掛金が異なります。(2022)
 復旧費用については、施設本体と付帯施設の設置経過年数により補償金額及び農家負担掛金が異なります。
 農家負担掛金は、過去の被害状況によっても異なります。
 この他に賦課金が加算されます。

この説明書は、園芸施設共済への加入にあたり、加入される皆さんにあらかじめご通知おきたい重要事項を整理したものです。加入申込の際、ご確認願いますとともに、この説明書で分かりにくい点がありましたら、お近くの支所又は事業所にお問い合わせください。

ご加入についての事項

○加入申込と共済関係の成立

園芸施設共済の共済関係は、加入される方が別途定めている園芸施設共済加入申込書(又は変更届出書)兼引受評価書(以下「加入申込書」)に必要事項を記入、署名または押印してNOSAIに申込み、NOSAIが承諾した時に成立します。

なお、加入される方の所有または管理するすべての園芸施設(施設内農作物の栽培用特定園芸施設に限ります)について加入するようお願いいたします。加入申込書により告知した事項について、加入者が故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、または、不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

○共済金額(補償額)

特定園芸施設及び付帯施設の共済金額は、園芸施設1棟ごとに農林水産省が定める園芸施設共済事務取扱要領を基に園芸施設の本体・付帯施設並びに被覆材の再建築価額(再取得価額)を算出し、その各々の額に経過年数に対応する減価割合(園芸施設の本体・付帯施設は時価現存率、被覆材は被覆経過割合)により共済価額(時価額)を算定し、補償割合(以下「付保割合」)を乗じて算出します。

施設内農作物の共済金額は、園芸施設の本体並びに被覆材の再建築価額(再取得価額)に葉菜類・果菜類・花卉類ごとに一定の率を乗じて算出します。撤去費用の共済金額は、園芸施設設置面積にガラス・木造・パイプ・鉄骨ごとに一定の単価を乗じて算出します。

復旧費用の共済金額は、園芸施設(被覆材を除く)並びに付帯施設の再取得価額に100%から時価現存率を差し引いた率を乗じて算出します。

付保割合は40%から80%の範囲内で加入される方が選択できます。

付保割合80%を選択した場合、付保割合追加特約に加入することができます。10%又は20%のいずれかを選択できます。

なお、共済責任期間中の増改築等により資産価値に増減が生じた場合、加入者からの異動通知により共済金額を見直すことができます。

○共済関係の消滅

パイプハウス(プラI類)の場合は取替となったパイプが90%以上の時、パイプハウス(プラII類)以外の場合は園芸施設(被覆材を除く)の損害割合が80%以上の時は、全損又は経済的全損として取扱います。この場合、共済関係は消滅します。

共済事故についての事項

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象となる事故(以下「共済事故」といいます)は次のとおりとなっています。

- ①風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害
- ②火災
- ③破裂及び爆発
- ④航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- ⑤車両及びその積載物の衝突及び接触
- ⑥施設内農作物の指定病害
- ⑦鳥獣害

支払責任のない損害

次の場合には共済金をお支払いしません。

- ①戦争及び変乱によって生じた損害
- ②故障による損害
- ③自然の消耗による損害
- ④加入者(同一世帯に属する親族を含む)の故意・重大な過失・法令違反によって生じた損害
- ⑤施設内農作物の生理障害又は薬害による損害

共済金の支払いについての事項

園芸施設共済に加入した園芸施設が、上記共済事故によって損害を被った時、園芸施設1棟ごとに各共済目的等の損害額の合計が、加入者が棟ごとに選択した小損害不填補の基準額を超える場合に共済金をお支払いします。

小損害不填補の基準額は①3万円又は共済価額の5%(小損害不填補1万円特約を付加した場合は1万円)②10万円③20万円④50万円⑤100万円の中から、加入者が選択した額であり、1棟ごとの損害額がその額を超えない場合には共済金は支払われません。

なお、ご加入いただいた園芸施設に補償内容を同じくする他の共済・保険契約等がある場合で、それぞれの契約の支払額の合計が損害額を超えるときは、共済金を按分してお支払いします。

共済金が支払えない場合についての事項

次のような場合には、共済金の一部または全額をお支払いできないことがあります。

- ①通常すべき管理(高温・低温障害等が発生させないための設備を備えている)、その他損害防止義務を怠ったとき
- ②損害防止の指示に従わなかったとき
- ③組合への損害発生時の通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- ④正当な理由がなく損害に関する書類の提出を拒み、その書類に故意に不実の事を表示し又はその書類を偽造若しくは変造したとき
- ⑤加入申込みの際、当該申込みに係る特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間、付帯施設の種類及び経過年数並びに施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき

加入者の義務についての事項

○損害発生の通知及び調査への協力

特定園芸施設等に損害が発生したときは、遅滞なくNOSAIに次の事項の通知をお願いします。

- ①共済事故の種類
- ②共済事故の発生年月日
- ③共済事故により被害を受けた個所その他災害の内容
- ④その他被害の状況が明らかとなる事項

※付帯施設に被害が発生した時は、全ての付帯施設が正常に作動するか確認してください。

※撤去費用又は復旧費用に加入されている場合は、上記の通知後速やかに撤去・復旧計画書を提出願います。

※撤去及び復旧作業につきましては、事故発生後1年以内に完了してください。ただし、災害救助法の適用地区及び資材不足等による遅延はこの限りではありません。

※撤去又は復旧が完了したら速やかに当該作業に係る請求書等とその内訳明細の提出をお願いします。

○損害防止の義務

加入者は、特定園芸施設、付帯施設及び施設内農作物について通常すべき管理(強風や積雪対策、落雷からの機器保全対策、凍結防止措置及び機器の適正管理、鳥獣対策、適正施肥等)及び損害防止の措置を行ってください。

○異動通知

特定園芸施設等について、譲渡、移転、解体、増築若しくは改築、構造若しくは材質を変更、共済事故以外の事由により破損若しくは滅失、他の保険若しくは共済に付したとき、施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したときは、遅滞なく通知をお願いします。

個人情報の取り扱いについての事項

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報(以下「個人情報」)についてはNOSAIが引受の判断、共済金の支払い、共済関係の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。

本共済関係に関する個人情報は、NOSAIが実施する他の共済事業のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

また、法令により必要とされた場合や、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合に、個人情報を関係機関に提供することがあります。

その他の事項

かつて無い災害などにより、NOSAIの財務状況に大きな影響を及ぼすような場合は、共済金のお支払いする金額を削減することがあります。

附帯施設一覧

附帯施設にご加入される場合は、全ての棟、全ての附帯施設が対象となります。
 選択加入はできませんので、申込時に全ての附帯施設を申し出てください。

附帯種類	附帯施設詳細	附帯種類	附帯施設詳細
温湿度調節装置	温風暖房機	発電施設	発電施設
	温水暖房機		電気設備
	蒸気ボイラー	病虫害等防除施設	動力噴霧機
	冷房機		防虫ネット
	二重受材(パイプ等一式)		細霧機
	カーテン装置		防蛾灯
	循環扇		無人防除システム
	ヒートポンプ		防風ネット
	ペレット加温機		防鳥施設
	三重被覆材	肥料調整散布施設	
換気施設	換気扇	養液栽培施設	ベット部材
	開閉装置		培土資材
	吸排気シャッター		養液管理資材
	くるくる		給液(灌水)資材
	自動開閉装置(天窗・谷)		廃液資材
	巻上直管等		培地加温部材
遮光施設			防草シート
自動制御施設	換気		運搬施設
	温湿度	栽培棚	
	暖房	支持物	誘引
	灌水	灌水施設	
	複合制御	排水施設	止水シート
	雨量	炭酸ガス発生装置	
	養液	照明施設	

高知県農業共済組合

お問合せ・お申込はお近くの農業共済組合まで

東部支所

〒783-0004 南国市大桶甲2295-4
 TEL **088-864-2220**
 FAX 088-864-2937

中部支所

〒781-2120 吾川郡いの町枝川2410-22
 TEL **088-856-7111**
 FAX 088-856-7101

西部支所

〒786-0004 高岡郡四万十町茂串町381-1
 TEL **0880-22-4333**
 FAX 0880-22-4340

安芸事業所

〒784-0043 安芸市川北甲1951-2
 TEL **0887-35-2275** FAX 0887-35-2278

幡多事業所

〒787-0019 四万十市具同3223
 TEL **0880-37-5537** FAX 0880-37-5535

